

北本市消費生活相談あれこれ(29)

よく考えて!!それって本当に必要なもの!?

A子さんは、成人式で娘に振袖を着せたいと思い、着物展示会場で振袖を見ていた。そこで販売員から「近い将来絶対必要になる」と留袖を勧められた。A子さんは、気に入った柄の留袖があり、総額60万円と高額であったが、クレジットで購入することにした。帰宅後、すぐに必要がなく、しかも高額な契約をした事を悩んだすえ、クーリング・オフしたいと契約書、チラシ等を持参して消費生活センターを訪れました。

A子さんが契約した時の状況、チラシ等を確認した結果、契約した場所は通常の店舗とみなされる場所で、特定商取引法によるクーリング・オフ制度で契約解除はできない事を説明しました。しかし、販売会社の注文書に、独自にクーリング・オフ期間を設けていることが記載されていたので、A子さんには解除通知書を発信するよう助言したところ、契約は解除となり解決しました。

特定商取引法では「一定の期間にわたり、商品を陳列し当該商品販売する場所であって店舗に類するもの」を通常の店舗とみなしうる場所として規定しています。

「一定の期間」とは、通常最低2・3日以上を指し「陳列」とは、消費者が自由に商品を選択できる状況であること「店舗に類するもの」とは、店舗に類似する販売のための施設を有している場所のこと、と説明しています。

契約した場所が店舗等とみなされる場所であっても、販売会社が独自にクーリング・オフ期間を設けている場合があります。解約できないとあきらめる前に消費生活センターに相談してください。

◆相談窓口

○北本市消費生活センター(電話での相談も受け付けます)
毎週月から金曜日(祝日、年末年始を除く)午前10時から正午 午後1時から4時(市民課市民相談担当・直通594-5529)

○埼玉県消費生活支援センター
毎週月から土曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分から午後4時(☎048-261-0999)

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日 午前10時から正午 午後1時から4時(☎03-3448-1409)

北本あんぜん情報・第58号

犯罪被害に遭わないために!

北本市内の犯罪は、昨年11月末で773件であり、一昨年の同時期と比較し、わずかに増加しました。その要因は、自転車盗と空き巣などの侵入窃盗が多発したことです。

○自転車盗被害防止

自転車に鍵をかけないで被害に遭った人は、被害全体では約60%、店舗では約70%、一般住宅では80%を超えるという結果が出ています。「ちよつと買物するだけだから」、「自宅からは盗まれないだろう」などという気の緩みが鍵をかけないという隙を作ります。大切な自転車を盗まれないよう・ワイヤー錠などでツーロックする

・自宅でも必ず施錠する
など危機意識を持って、防犯対策を行いましょう。
○侵入窃盗被害防止
・ドアや窓には2つ以上の錠を取

り付ける(ワンドア・ツーロック)

・わずかな時間の外出でもドアや窓の鍵をきちんと閉める

・窓に防犯フィルム、振動対応型プザーなど防犯グッズを取り付ける

○振り込め詐欺被害防止

振り込め詐欺が後を絶ちません。

・携帯の番号が変わった

・お金を受け取りに行く

・という電話は、振り込め詐欺です。振り込め詐欺の被害に遭わないよう「一人で振り込まない!一人で悩まない!一人で判断しない!」ことを心がけ、必ず家族や警察に相談してください。

◆問合せ

くらし安全課交通・防犯担当(直通594-5522)

e防メールサービス

ご利用ください。

アドレス

ebouhan@soho-salon.com

QRコード

